

個人情報保護法等の改正に伴う個人情報保護条例の改正について(全体像)

法改正の背景

①ビッグデータへの対応

データの適正な活用ができる環境の整備が必要

②グレーゾーンの拡大

個人情報に該当するか判断が困難な「グレーゾーン」の拡大

③グローバル化への対応

国境を越えて多くのデータが流通する中、海外の個人情報保護ルールへの対応が必要

法改正の概要

背景を踏まえ、基本法である個人情報保護法及び国の行政機関に適用される行政機関個人情報保護法(行個法)を改正(施行 平成29年5月30日)

法改正の主なポイント

1) 個人情報の定義の明確化

これまで特定の特徴を有したものの(顔や歩き方の認識データ、指紋認識データなど)、や特定の個人に付与された番号(運転免許証番号など)は個人情報であった。

しかし、これが個人情報であるかどうかの『グレーゾーン』が生じていたため、明確化の観点から、これらの情報を新たに『個人識別符号』として定め、個人情報であることを明確化。

2) 要配慮個人情報の規定の新設

諸外国の主な国々では、人種、思想・信条等に係る情報の収集の制限など、慎重な取扱いを求めるべき情報を定めているのがすう勢であり、こうした情報を「要配慮個人情報」と定義。

民間事業者については原則として本人の同意のない取得を禁止するとともに、第三者への提供を制限。

【個人情報保護法】

第2条

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

※政令で定める記述等

身体、知的、精神障害(発達障害を含む)、難病等、健康診断等の結果、逮捕、捜索、勾留等の刑事事件に関する手続、非行少年(疑いがある者を含む)としての調査、観護等少年の保護事件に関する手続

3) 個人情報保護法の対象事業者の拡大

これまで、民間では取扱う個人情報の数が5千以下の小規模の事業所については、個人情報保護法の規制の対象外であった。

しかし、諸外国では取扱個人情報の数で規制対象外としていないことを踏まえ、小規模の事業者を法規制の対象外とする規定を廃止し、全ての事業者を法規制の対象者とした。

4) 匿名加工情報(非識別加工情報)の規定の新設

情報通信技術の飛躍的な進展により、パーソナルデータの利活用の適正な推進が重要な課題となっている。

このため、特定の個人を識別できないように加工した情報で、個人情報を復元できないようにした情報(匿名加工情報)についての規定を新設し、パーソナルデータの利活用ルールを明確化。

行個法でも、民間からの提案を受けて審査し、利用契約を締結し、国が保有する個人情報を加工して提供する非識別加工情報制度を新設。

※国において、地方自治体が保有するパーソナルデータの整合的なルール整備に関して、立法措置による解決の可能性について検討することとされている。

県条例改正

法改正を踏まえ、県条例については2段階で改正を行うこととする。

【第1段階】(6月議会で改正・施行日は規則に定める日)

1) 個人情報の定義の明確化(第2条第1項)

(⇒法改正の主なポイント1に対応)

法が定めた個人識別符号を個人情報の定義に追加

2) 要配慮個人情報(⇒法改正の主なポイント2に対応)

①対象の明確化(第2条第2項)

国の規定に準じ、**条例及び規則において対象を明確化**

【現行条例】

思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

【改正案】

本人の人種、思想、信条、信教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴及び犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める事項が含まれる個人情報

※実施機関が規則で定める事項については、法改正の趣旨である明確化の観点を踏まえ、**対象を具体的に明記**する。

②収集制限(第8条第3項)

現行どおり(原則収集禁止)

県による要配慮個人情報の収集については、法令等の規定による場合、公安委員会等が犯罪捜査等で収集する場合、個人情報保護制度委員会の意見を聴いた場合を除き、条例において原則として収集を禁止している。

(他の都道府県においてもそのほとんどで収集を原則禁止)

国の行政機関は収集に関する制限がなく、民間は本人同意があれば収集可能であることとの整合性を図る必要があるが、これまでの取扱いを変更することとなるため、十分に検討したうえで第2段階で対応。

③事業者規定の取扱い(⇒法改正の主なポイント3に対応)

これまで県では条例に基づき事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を定めており、国が規制対象としていなかった小規模の事業者も対象としていたほか、国になかった要配慮個人情報に関する取扱についても規定。

今回の法改正により、全ての事業者が法規制の対象となったこと、現在定めている県の指針の全ての内容が法又はガイドラインに規定されたことを踏まえ、**現行の県による「指針の作成等」の規定を削除。**

【第2段階】

①非識別加工情報の提供に関する制度の導入

今後の国や他県の動向を見極めつつ、導入に向けて検討

②個人情報の収集・利用・提供に関する新たな仕組みづくり

県の事務事業の遂行に当たって課題となっている、個人情報の収集・利用や関係者(機関を含む)への提供などの事項について、解決に向けた仕組みの検討(要配慮個人情報の収集制限の例外規定を含む)。

(参考) 行政機関個人情報保護法と個人情報保護条例の個人情報の収集等に関する取り扱い比較表

	行政機関個人情報保護法(国の行政機関に適用) H17.4.1施行	高知県個人情報保護条例 H13.10.1施行
実施機関の定義	<p>(定義) 第2条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。) 三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。) 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの 六 会計検査院</p> <p>以下 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 実施機関 知事、議会(議長及び事務局に限る。)、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人をいう。</p> <p>以下 略</p>
個人情報の収集	<p>(個人情報の保有の制限等) 第3条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。 2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。 3 行政機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p> <p>(利用目的の明示) 第4条 行政機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。</p>	<p>(収集の制限) 第8条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条並びに次条第1項並びに第10条第1項及び第2項において同じ。)を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。ただし、公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するときは、この限りでない。 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 3 略 4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 本人の同意があるとき。 (2) 法令等の規定に基づき収集するとき。 (3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。 (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (5) 他の実施機関から提供を受けて収集するとき。 (6) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。 (7) 前各号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは当該個人情報に係る個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるときその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。</p>
要配慮個人情報の収集		<p>第8条 3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。 (2) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会(第35条第1項の規定により置かれる高知県個人情報保護制度委員会をいう。以下同じ。)の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるとき。</p>
個人情報の提供	<p>(利用及び提供の制限) 第8条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。 4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。</p>	<p>(提供の制限) 第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 本人に提供するとき又は本人の同意があるとき。 (2) 法令等の規定に基づくとき。 (3) 出版、報道等により公にされているとき。 (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (5) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(県が設立した地方独立行政法人を除く。)に提供する場合であって、提供することにつき相当の理由があるとき。 (6) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定する者以外のものに提供する場合であって、提供することにつき特別な理由があるとき。 (7) 前各号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。</p>

個人情報保護条例改正に向けたスケジュール(案)

平成30年11月上旬	個人情報保護制度委員会への改正概要の説明
平成30年12月議会	総務委員会での条例改正概要の説明
平成30年12月下旬	パブリックコメントの実施(30日間)
平成31年1～2月上旬	個人情報保護制度委員会への諮問
平成31年2月上旬	法制審議会での審議
平成31年2月中旬	県議会への事前説明 (議長、副議長、総務委員会正副委員長、各会派)
平成31年2月議会	条例改正案の議会への上程・審議
平成31年4月1日	改正条例の施行